

# 第8回民間資金等活用事業推進委員会

## 議事録

内閣府

民間資金等活用事業推進室

## 第 8 回民間資金等活用事業推進委員会議事次第

日 時： 平成14年11月14日（木） 16:00～17:10

場 所： 中央合同庁舎 4 号館 共用第 2 特別会議室

- 1．最近の P F I 事業の推進状況等について
- 2．当面の取り組みについて
- 3．その他

### 出席者

#### 【委員・専門委員】

西野委員長代理、小幡委員、奥野委員、高橋委員、山内委員、原委員、  
前田委員、山内委員

井崎専門委員、中村専門委員、広井専門委員、光多専門委員、  
美原専門委員、宮本専門委員、森専門委員、山下専門委員

#### 【事務局】

坂政策統括官、竹内民間資金等活用事業推進室長、有木参事官

西野委員長代理 それでは時間になりましたので、ただいまから、第8回の民間資金等活用事業推進委員会を開催いたします。

本日は、樋口委員長が欠席でございますので、私が議事を進めさせていただきます。

本日の委員会では、最近のPFI事業の推進状況等と当面の取り組みについてご報告いただく予定でございます。

はじめに、最近のPFI事業等の推進状況等について事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料に基づきまして説明させていただきます。資料1-1からご覧になっていただきたいと思います。

資料1-1の表でございますけれども、基本方針策定以降に実施方針が策定・公表されたPFI事業について11月8日現在でとりまとめた表でございます。国の案件が最近増えてきております。国の1号案件は衆議院の赤坂議員宿舍整備事業でございますけれども、目を下の方に移していただきますと、6 熊本大学、7 京都大学というように、今年の9月以降でございますけれども、国立大学の案件が出てきている状況でございます。それが、16 岐阜大学まで続いているというのが最近の状況でございます。

資料をめくっていただきますと、次は公共団体の案件でございます。公共団体がむしろ先行しているということではございますが、いろいろな案件が出てございます。県、市、町というようないろいろな事業主体が取り組んでいるということで、4枚目まで見ていただきますと、63 仙台市の案件まであります。公共団体がかなりいろいろな事例に取り組んでおります。

5枚目は特殊法人その他公共法人ということで、独立行政法人、総務省の関係で通信総合研究所の案件が1つございます。

事業場所を地図におとしてみましたものが資料1-2の地図でございます。地図を見ていただきますと、特に首都圏、関西圏の案件が増えてきているというのもございまして、首都圏を右下、関西圏を右上という形に分けて書いてございます。

地域別の傾向といたしましては、東北地域がどちらかというとなんとなく西の方が多い。西高東低というような状況でございます。

地図の上の方でございますけれども、数字が書いてございます。主体別に実施方針の公表された数が書いてございますが、合計で80件。国が16件、その他に県、市区町村、組合がございまして、これら公共団体を総計すると63ということでございます。

契約済案件数が実施方針数の下に整理されておまして、合計で29件ということござ

います。

案件数をグラフにおとしてみましたので、ご覧になっていただきたいと思います。資料 1 - 3 は実施方針の公表済みの案件数を四半期ごとにとったものでございます。平成12年度に比べまして、平成13年度の案件数は、およそ2倍になってございます。平成12年度が15件、平成13年度が32件ということで2倍。今年度に入りましてまだまだ増加しております。一番右はこの10月～12月期でございますが、実施は11月8日までということになりますが、それでもかなり増えております。今年度の累計が33件ということでございますので、昨年度の水準を既に超している状況でございます。そういう意味で、いろいろな案件が出てきておりますので、そういった案件に触発されているいろいろな団体が取り組み、しり上がりに上昇したとそんなところが読み取れようかと思えます。

続きまして資料 1 - 4 は実施方針の数を主体別に分けたものでございます。先ほどご覧いただいたように、P F I 事業は公共団体先発で始まったわけですが、平成14年3月から国・独立行政法人による事業ができたということで、特に今年に入って9月以降ですが、先ほど申し上げたように国立大学の案件が出ているということでございます。

資料 1 - 5 でございます。これは手続の段階別にグラフにしてみたものでございます。実施方針公表、契約締結、供用開始という段階で見ても、一番下が供用開始の案件、真中が契約締結済の案件、残りがその他実施方針公表済の案件ということになります。

以上、最近のP F I の推進の状況をグラフで概観していただいたということでございます。

引き続きまして、次は各種の支援措置でございますけれども、資料 2 - 1 を見ていただきたいと思えます。「15年度P F I 関連要求（概要）」ということで、内閣府がとりまとめたものです。資料 2 - 1 は総括表ということでございまして、資料 2 - 2 の横長の表の概括ということでございます。時間の関係もございまして、資料 2 - 2 で基本的には説明させていただきます。

1. 予算（15年度要求）（1）国のP F I 事業についてですが、事業費要求は、議員宿舎、衆議院（赤坂議員宿舎）の事業費でございます。債務負担行為の要求も平成15年度から29年間ということで既に行っております。

それから、財務省の国家公務員宿舎整備事業は既にご説明済みでございますけれども、それ以外に防衛庁も、職員宿舎をP F I でやろうということで、予算の上で初めて出てきたものです。国立大学は、先ほど申し上げましたように、国立大学等緊急整備5カ年計画

に則っとりまして数が増えてきている状況でございます。それから、中央官庁の庁舎の事業でございますが、国土交通省・文部科学省等が行うものでございますが、1つは7号館の事業、新しくは九段の第3合同庁舎でして、千代田区役所の斜め前にあるところでございますけれども、庁舎の建替えというのがございます。

次に調査費でございますが、衆議院、参議院とも、手狭になった議員会館の建替えをPFIで行うことに向けての調査要求が出ているということでございます。それから、各省庁の所管施設でございますが、資料にございますように警察庁であれば、例えば警察学校であるとか、法務省も職員宿舎、収用施設、外務省が在外公館といったものの調査に入っているということでございます。

(2) 補助でございますが、厚労省関係では老人デイサービスセンター、痴呆性高齢者のグループホーム等の要求が出ております。農林水産省は、リサイクル施設、農業集落排水施設等の補助の要求が出ております。国土交通省関係は、市街地再開発、都市公園等の補助事業の要求が出ております。

(3) その他調査費用等でございますが、内閣府から、市町村がPFI事業の導入を検討するための経費の補助ということで、今年度の予算が1億5,000万円ということでございます。同補助金は、PFI推進室が担当しておりまして、VFMの検定や実施方針策定の準備はかなり手間やコストもかかるので、補助しようという目的で、昨年臨時国会で成立した補正予算からスタートした補助制度でございますけれども、非常に好評でございまして、現在、今年度の交付決定が既に40件程度となっております。

また、こちら内閣府ですが、総合調整に必要な経費ということで推進費の要求もしております。

それから、各省所管事業に係る検討ということで防衛庁が基地周辺対策事業、厚労省が国立病院等の要求がなされています。

2. 無利子融資ですが、無利子融資は政策投資銀行等を通じたもので、NTTのいわゆるC型ということでございます。港湾整備特別会計からの無利子融資は国土交通省からの要求でございます。

3. 財政投融资等ですが、これは政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備投融资制度」による融資ということで、文科省、経産省、国交省、環境省等から要求が出ています。

4. 税制改正ですが、資料2-2の8ページを見ていただきたいのですが、内閣府はPFIの選定事業の用に供される公共施設全体を対象にしているものでございます。資料に

税目が書いてございますけれども、B T O、B O T事業方式に税制度が中立でないという点に着目しまして、改正を要望する税目を掲げてございます。厚労省からはケアハウス、医療施設につきまして税制改正の要求が出ております。また、国土交通省は公共荷さばき施設、環境省は廃棄物処理施設につきまして税制改正の要求が出ております。

以上のような形で、今税制改正の要望が各省から出ているという状況でございます。

これが、平成15年度の関連要求でございます。

続きまして、資料3は各省の所管している補助金のP F Iに関する適用状況を調べたものでございます。

3ページですが、適用状況の調査は昨年9月、P F Iに関して関係省庁連絡会議がございまして、その際内閣府がとりまとめた資料でございます。地方公共団体が自ら事業をP F I事業として実施する場合、支援措置のイコルフットイングを図ろうということでございまして、関係省庁において個別の分野ごとに補助金の交付に係る取扱いについて見直しを図ってほしいということで、具体的には補助金の交付要綱等の改定、必要な措置を講じてほしいという要請でございます。内閣府において、見直し作業の進捗状況を踏まえて、具体的な内容を取りまとめ、公表するということとしております。

とりまとめた結果でございますが、資料3の最初をもう一回めくっていただきたいのですけれども、14年度当初予算成立時点でとりまとめた結果でございます。

1.としてB O T方式で一括交付のみ可能なもの。もちろんB T Oも可能というのがそこに書いてある補助金でございます。

2.としてP F I事業期間にわたる補助金の分割交付が可能なもの。

3.としてB T O方式で一括交付のみ可能なもの。こちらになりますと、対象が増えてきてございます。3.の中でも、B O Tの交付についても検討しているものと、(2)のように、今の段階ではB O T方式では交付はできないと断言しているところと2つに分かれております。

最後の2ページですが、4.これは補助金の交付は現時点ではできないと回答してきたものでございます。4.も検討中のものと、(2)にありますように、補助金の交付はできないと言っているものもでございます。それぞれ事情があろうかと思えますけれども、我々としても、補助金の適用状況について、最初の1.2.は、我々として望んでいる方向にあるわけでございますが、3.4.となりますと、もうちょっと頑張っていたきたいと思うところがございますので、今後も例えば関係省庁連絡会議などを活用いたしまして、引き続き見直し措置をとるよう働きかけなければいけないと思っているところでござ

ざいます。

それから次でございます。資料4は内閣府が行ったPFIの自治体アンケート調査の結果でございます。全国の3,293自治体を対象に行ったものでございます。時期は今年の春でございますけれども、有効回収率が約8割といった回答をいただいたということでございます。

最初の方は公共施設関係のことを広く聴いておりますけれども、PFIの話に絞って、9ページ以降をご覧くださいと思います。4.自治体におけるPFIの推進体制と導入の可能性ということでございます。まず体制のことを聴いておりますが、「何らかの体制をとっている」というところが15%、「体制をとるには至らない」というのが約80%という状況でございます。もちろん人口規模別に見ると、人口規模が大きい自治体ほど推進体制の整備が進んでいるということでございまして、次の10ページをめくっていただきますと、例えば30万であれば9割弱、10~30万であれば4割というような形でございます。

それから、10ページの(2)PFIの導入可能性をお聴きしましたところ、「導入に向けて既に検討を進めている、或いは、既に導入事例がある」というのが4%。「今後前向きに検討したい」というのが22%ということでございます。こちら自治体の規模が大きいほどPFIの導入意向が強いということでございます。

11ページがグラフになっているものでございます。下の図表8が規模別に見たものでございます。やはり規模の大きい自治体がPFI導入に関しては前向きであるということが読み取れます。

12ページ、5.PFIを導入したいと考えている施設でございます。「今後前向きに検討したい」と回答した576の自治体について聴きましたところ、そこにはございますように、一番多いのが学校などの教育文化施設、以下、公営住宅、社会福祉施設、観光施設、庁舎というような順で続きます。

その次でございますが、6.PFIを導入する際の課題はどこにあるかということでございます。課題をお尋ねしたところ、これは事項を選んでいただいたものでございますけれども、全体としては、そこにはございますような「PFIの行政側の認識不足」とか「行政内の推進体制の未整備」、「民間事業者の選定の難しさ」を挙げてございますけれども、「なお」のところを見ていただきたいのですが、体制整備の進んでいる人口30万人以上の自治体、ここでは具体的には、先ほどちょっと申し上げたような、例えば「補助金に係る課題」、「従来より手続に時間が必要」、「契約書の作成の難しさ」、「公的施設管理等の規制制限」、「税制上の課題」、そういったことが課題として挙げられているという

ことでございます。

次のページ、7. PFI推進のための国の施策に対する要望ということでございますが、特に(3)を見ていただきますと、国への要望事項ということで、これは自由記入ということで書いていただいたものでございます。具体的なところがわからないところもございますけれども、多いものを挙げてみますと、1. 国の補助等、具体的にはよくわかりませんが2. 法制面の整備、3. 情報の提供、4. 先進事例の紹介、5. 事務手続等のマニュアルの作成、8. 税制面の改善措置、9. アドバイザー・相談窓口の整備、10. PR・啓発活動の推進というようなことが出ています。

それから、15ページ以下でございますけれども、具体的に検討しているPFI事業の概要をお聴きしたものでございます。事業概要を具体的に記述していただいたのは61でございます。

1. 82の事業が出てきたわけでございますが、まず、PFI事業を行った自治体の規模についてでございます。資料にございますように、大都市圏が4割、地方圏が6割ということでございます。特に図表12を見ていただきますと、規模別でございますが、30万以上が24、大規模自治体にPFI案件が多いのはわかりますけれども、5万人未満の都市も19あるということで、具体的にPFIを検討している自治体の規模という意味ではいろいろな規模の自治体で検討していただいているという感じでございます。それから、16ページ2. は具体的に82のPFI事業の施設の内容を聴いたところ、教育文化施設が多く、庁舎、社会福祉施設、観光施設、港湾というように並んでおります。

続きまして17ページ、3. 維持管理、運営などのサービスについてPFIを検討しているかどうかですが、6割はPFIを検討しているということでございます。

4. がPFIの着手時期。PFIの着手時期が明確になっている自治体については、来年度が最も多くなっております。

18ページ、5. PFIの事業方式でございます。「未定」のところも多いわけですが、決めているところでは「BOT」が18%、「BTO」が11%、BTOがちょっと少ないということでございます。事業の類型は、サービス購入型か、独立採算型などでございますが、「未定」のところも4割と多いのですが、やはり「サービス購入型」が一番多く27%ということでございます。

6. PFIの事業費でございますけれども、「10億円以上100億円未満」が最も多く、12%。数が少ないので平均事業費を出す意味はないかもしれませんが、単純平均すると22億というようなことでございます。

7. 検討の実施の時期が書いてあります。

以上、アンケート調査のご紹介でございます。

最近のPFIの推進状況について、いくつかの資料に基づきまして、簡単にご説明いたしました。以上でございます。

西野委員長代理 ありがとうございます。それでは、最近のPFIの事業の推進状況等の説明について、ご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

A委員 久しぶりにPFIの会合に出席をしまして、ほかの皆さん方は日常的にも関わっていらっしゃると思うのですが、私は久しぶりにいろんな情報に接することができて、ちょっと意見や質問というよりは、質問と意見とが混じる形ですけれども、お聞かせいただけたらと思うのです。随分PFI事業が伸びてきている中で、補助ですとか税制のところでの手当てということがなされてきているというのも大きいと思うのですが、一方で、補助の考え方はこういう形で整理されているというのは、先ほどご紹介があったのですが、税制についても、多分線引きというか、考え方の判断というのはもちろんあっておやりになっていらっしゃると思うのですが、PFIは、一方である程度予算の軽減というのでしょうか、あまりお金をかけないというところも1つの出発点としてあるわけで、推進をするためにこういう補助とか税制のところでは弾みをつけていくというところは一定理解はできるのですけれども、余り無限定にそれが伸びていくと、本来の趣旨は活かないようなことになるのではないかと考えていて、整理がどのようにされようとしているのか1つ質問です。

2つ目は、アンケートの要望を見ると、大体様子見のところは8割ぐらいということですね。補助と税制以外のところでは、推進していくための、いろいろお手伝いをさせていただきたいという感じの項目が残り8項目ぐらい出っていて、それが資料2-1の1.(3)その他調査費等というところで、40件ぐらい希望があって、かなりニーズが高いという、一番最初の項目のところの説明があったのですが、私も何件かPFI案件に携わっていて感じるのは、基本的な情報というのですか、手法みたいなやり方みたいなところを手探りをなさっていらっしゃるような感じがして、こういった調査を個別に手助けなさるのもいいのですけれども、何かデータベース化できて、みんなが共用できるというのですか、財産として共用できるような体制がとれないのかと。

いろんなところで社会教育施設がPFIで整備されていて、ある程度ノウハウみたいなものが蓄積されているので、ほかの自治体でもやろうと思えば、いろいろと横の情報をとってやれると思うのですが、新しい分野となるとなかなか手が出ないというのは、調査費

のところを手当てをして、それをデータベース化していくというところをもっと手助けなさることの方が補助や税制よりは私はもっと生きてくるのかなというふうに感じましたので、ご意見なり、ご回答があれば。

事務局 まず、A委員の最初のご質問でございますけれども、おっしゃるように、民間活力を活用するというのがPFIの考え方でございます。そもそも、国の補助制度は公共団体が行う場合に国から補助が出るものでございました。ですから、PFI事業は、公共団体に成り代わって民間事業者が事業契約に基づいて事業を行おうとした場合には、従来の公共団体と同じような扱いをしてもらわないと困るという観点で補助するものでございますので、公共団体とPFI事業を行う民間事業者のイコールフットINGに図るための支援措置でございます。

それから、税制に関しましても、税制改正要求に取り組んでおりますが、その考え方といたしましては、例えばサービス購入型PFIですと、最終的には民間事業者がサービス料を要求し、そして公共施設等の管理者等が民間事業者からの要求に対して公租公課を含めた形でサービス料を支払うという形になるわけでございますけれども、そのときにあまり公租公課が増えると、VFMが公租公課の分だけ少なくなり、VFMが出なくなる場合も考えられます。あるプロジェクトはPFI手法をとると公租公課の分が非常に多いためにPFI手法が選択されないという可能性もございます。そういった事態を避けるために税制改正要望をし、PFIを促進しようということでございます。

支援措置を実施・検討する趣旨は以上のものでございますが、もちろん独立採算型であるとか他のタイプもございますので、それぞれの形で、民間のノウハウが活用できるスキームでやっていただきたいと思っております。

それから、2番目でございますけれども、我々もデータベースの必要性を強く感じております。現在、例えば私どもはホームページで、例えばある公共団体が実施方針を出す、入札公告を出すといった情報をアンテナを高くして集めまして、すぐにその情報をホームページで公開できるような形をとっております。ある公共施設について、どこの公共団体がやっているのかという情報が、同種の施設のPFIを試みようとする公共団体にとって、非常に価値があるということも聞いていますので、なるべく公共団体の事例であるとか、調査の中身についても汎用性があるといいでしょうか、特に今まであまりやられてないような施設についても、PFI手法でやる場合はどういう課題があるとか、クリアーする場合にどうしたらいいかということについても、例えば推進費というような調査もございません。

以上でございます。

事務局 私から若干補足して説明させていただくと、補助は事業の補助自体、先ほどおっしゃった補助というのはいろいろな種類の補助があるのですが、基本的な発想は、もともと地方自治体がPFIではない手法でいろいろな事業、建物を建てたりする場合に出るわけですが、PFIになると、BOTなどでは、例えば期間が非常に長くなります。そうすると従来は地方自治体としては補助金が国から将来にわたってもらえるかどうか、よくわからないという状況だったので、どちらかという、従来、地方自治体がPFIで取り組んでいた事業は補助金なしのもので、地方単独型のものが多かったわけです。そこで、これはおかしいのではないかと、PFIであろうがなかろうが補助金の取扱いはイコールフットィングにしたかどうかというのが基本的な発想でございます。PFIを特に補助金でもって有利にするということではなく、むしろ不利にならないようにするのが基本的な発想でございます。

ただし、実際に、個別に考えると、結構難しい点があり、ご紹介した資料でも、こういうのはうまくいきませんか、こういうのはうまくいきますとかなっていました。我々としては主計局などにも話をしまして、あるいは各担当省にも話をして、PFIかどうかで差がつかないようにしてほしいと頼んでいるという状況でございます。

それから、税の方も基本的には同じ発想でございまして、PFIであると例えば固定資産税、これは地方公共団体が従来型で施設整備を行うときは固定資産税がかからないわけですが、PFIのBOTでやりますとオペレーションの間は民間会社の所有ということになりますので、固定資産税がかかる。これはイコールフットィングが実現していないのではないかとこのことを言っているのでございますが、ここは、実のところ、こうした要求がなかなか受け入れてもらえず、我々は苦労しているのが実情でございます。

B 専門委員 Aさん久しぶりに来られて、確かに今おっしゃった2つは、我々もずっと意識にありまして、例えば先ほど件数が増えたという説明がございましたね。そこに対して1つ、それでいいのかなという多分そういう意識があたりだと思っておりますね。そもそもPFIというのは公共事業をもっと効率的にやるということなので、やたらとPFIの件数が多いだけで我々は喜んでいていいのかと。当初の公共事業を効率的に本当にやっているのか。むしろ件数が増えるということ必ずしも手放して喜んでいいのかというのが多分第1点だと思うんですね。当初の本当にそういう形で公共が効率化されているのかということについて、もう少し把握しなければいけないということなのではないかと第1点だと思うんですね。

第2点もいろんな形で調査費の支援とかもいいのですが、多分自治体でやりますと、今、おっしゃったデータベースの共有化、例えばいろんな様式の標準化とか、そういう形をもう少しやった方が自治体の方々がもっとやりやすいのではないかと。そういう2点だと思います。私も全く同意見でございます。

C 専門委員 ご提案なのですが、事務局でいろいろとデータつくられています、ぜひとも総投資額規模、すなわち金額でどのくらいのマーケットになっているか、こういったものをぜひつくっていただき公表されたら非常におもしろいと思います。例えば市場におきましては2,000億円程度ですが、来年になりますと、国の案件で巨額な案件が出てきますと、もはや件数だけではコントロールできず、この国全体としてどのくらいの大きさなのか、特に公共工事の推移と伴ってPFIがどういう位置づけにあるかというのを正確に把握することは価値があるのではないかと思います。実はできましたら後年度負担の在り方も知りたい所です。

案件が時系列的に違うため、ちょっと難しいと思いますが、でも統計的にできないことはないと思いますので、こういったものがわかりますと、地方と国がどういう形に全体構造になっているのか、非常におもしろいデータがとれると思います。英国では最初からデータをとって公表をしています。ぜひとも内閣府におきまして、そういうご配慮をいただくと非常におもしろいデータが公表されることになるのではないかと思います。

D 委員 細かいものも含めて7点ばかり。資料1-1の表紙に出ておりますが、ここへ来て大学の案件がいっぱい出てきていると、こういうことですが、現在各分野ごとの独立行政法人の法律が策定されてきて、そういう中で言いますと、大学も国立大学の先生方もここに何人かおられますので関係していると思いますが、独法になりますと、当然ポジションが変わってくるのだと思うのですが、これについてはとりあえず国という案件で挙げておられるので、とりあえず国で挙げられているプロジェクトだと思うんですが、いずれ独法に移行すると。これは単純な質問でございますが、分野が変わって公共法人の方に移るのかと思いますが、そういうものを含めて挙げられている案件なのか。

2点目は、資料2-1でございますが、無利子融資というところが真ん中にありますけれども、先ほどご説明ありましたようにNTT-C型の融資制度ということでございますけれども、ほかにふるさと財団でございますとか、現在は何も案件はまだないと思いますが、いわゆる民を通じた融資というのも可能なだろうと思いますが、ただ、ぱっと見て、これがいいのか悪いのか、先ほどのA委員のご意見もあるのでございますけれども、一般的に考えまして、資金調達しますと、民間が入りますとどうしてもコストが高くなってし

まうというところがありますので、そのコスト負担を薄める意味でもそういうインセンティブという意味合いもあったのだらうと思うんですね。もう少し多面的な制度を拡充しないとなかなか融資面での支援というのが具体的に出てこない、そういう制約があると思いますので、今いろんな予算要求の中で、従来ある制度以外でP F Iに適用されるような、必ずしも無利子だけではなくて、軽減措置を含めてそういう融資に係る支援制度が考えられないのか。

さらに同じページでございますが、税制改正の中で、これはコメントでございますが、不動産取得税に関しましてはなかなか税務当局いきなり行きますと、これは都道府県税ということになるとと思いますが、抵抗といいますが、そうは言っても財政の問題ありますから、1つ、私の方で申し上げておきたいのは、実は不動産取得税に関しましては、例えば信託を通じたケースで言いますと、不動産取得税の猶予というのは既に民民の事業であってもあるのですね。つまり実質的な所有者はだれかということが実は判断の基準になるわけでございますが、この場合、特にP F Iの中でも、事業期間明けには公共に移すと、そういう契約であれば、要するに暫定的に猶予するというのは、既に民間で行われているのと全く同じ形でございますので、いきなり行ってだめだという話ではなくて、それと同じではないかというような話で実現をしていただければと思います。これが3つ目です。

4つ目は資料3でございますが、補助金の問題が出ております。補助金も制約条件も考えないといけませんけれども、P F Iの事業の在り方の中で、ユニタリー・ペイメントといいますが、サービスを重視するということで物の売買ではなくて、サービスが実際実現するかどうかということ重視すると、こういう考え方が基礎にあるわけでございますけれども、そうなりますと今の補助金というのは、大体施設整備の補助がほとんどでございます。業務・オペレーションに対し皆無ではないのですが、非常に少額で少ないんですね、制度的に。ですからそこをブリッジを渡すように施設整備の補助金を、要するにサービス・オペレーションに対する補助金というところで、実質的には同じことで考えてよろしいと思いますね。特に増やすのではなくて、総額的には同じ制限内でいいんですけれども、ただ、在り方として年々払うペイメント、特にサービス購入型などの場合で、フィーとして払う中で補助金が充当されていくと、こういう変換の考え方ということもちょっとお考えいただけないだらうか。

次に5番目でございますが、いろんなP F Iの補助金ができるもの、できないものがあるのですが、この中身を見てもみますと、イギリスなどで結構P F Iの案件出ていますし、アメリカではP F Iということではなくて、民間の事業として刑務所の運営管理を任せら

ていると、こういうことで1つの代表的なケースだと思いますが、ここに刑務所が出てないので、刑務所というのは補助金は従来は多分補助金でつくっていることはないでしょうから、そういう場合に、現実問題としてパフォーマンスを考えますと、どうあるべきかというのは難しいところあるのですけれども、結局のところ予算で出す分には同じことでございますし、これは補助金という格好であるのかどうか、これもご検討いただけないか。

次、6番目でございますが、これは先ほどのA委員もB専門委員もおっしゃっていますデータベースでございますが、PFIの基本方針の精神にさかのぼって、（基本方針）前文に8つ要件がございます。その中の5番目かなんかに透明性要件というのがございますが、これも明らかに国の行政といえますのは国民の信託を受けるということであるべきでございますから、本来税金を使ってやるとか、あるいは公共部門が行うことは公開されるべきだと、こういうことだと思うのですが、従来、いろんな個別の案件でもそうですが、我々が扱うような材料についても、透明性についてはいま一つ逡巡しているといえますが、つい伏せがちなんだろうと思うんです。確かに入札等の関係で価格をいきなり出すのがいかに悪いかというのは、最終的には私は公開すべきだと思いますが、タイミングによっては抑えた方がいいということはあると思いますが、そういうのは例外的なもので、最終的には時間を区切って公開をするというのが本来あるべき姿というのが第1点でございますが、次に、いろんな自治体を見て、特に小さな自治体はよく見えないので検討できてないというところがあると思うんですね。ところが契約にしろ入札の経緯、バリュー・フォー・マネーにしても、現実の事例がこれだけ出てきて見えてくれば、大体自分のところで何をやるうということからするとわかりやすいと思うんですね。実際にやってなくても、実際に他人の経験を見ることができるようですから、そういう意味ではデータベースを早急に整備していただきたい。

7つ目はそういう中で、具体的に実施方針、これは大体公開されるのですが、その後、契約でございますとか、バリュー・フォー・マネーの計算ですとか、こういったところを積極的に吸い上げて公開できるようにしていただきたい。そういう仕組みなりデータベースを公開できるようにと、できないにしても公共セクターの具体的な担当者には見せることができるような、何かそういう制度を考えていただきたいなということでございます。

とりあえず、以上でございます。

西野委員長代理 時間の制約もあるのですが、お聞きしておいて検討課題として取り上げるというのと、何かお答えした方がいいというような判断があれば。

事務局 いろいろいただきまして、どうもありがとうございます。D委員のご意見です

が、まず独立行政法人の話は今でも国の案件に含めて公表してございます。今後も独立行政法人の分野はかなり増えると思いますけれども、対象にして公表しているということでございます。

それから、融資の措置でございませうけれども、ふるさと財団などの融資も含めていろいろな融資措置でございます。まず既存の制度を活用していただく、特にN T T - C型は昨年度の補正でできた制度でございませうので、既存の制度をまず活用していただくのが大事だろうと思います。

それから、不動産取得税についてご示唆いただきました。我々の方も実はB T Oについて、いわゆる原始取得という考え方をもうちょっと進めていくと、要は、一端P F I事業者が建設業者から施設の引き渡しを受けるけれども、施設が未使用であって、例えばある短い時間で最終的に公共に引き渡すということであれば、まさに原始取得者は公共であるという、税務当局のお考えもあるやにお聞きしていますので、その辺は運用面で税務当局とよく話をして解明できるところは解明したいと思っております。

それから、ユニタリー・ペイメントのお話もございました。これは今の補助金の体系から言いますと、建設費と維持管理費と、考え方はユニタリー・ペイメント自体は空間利用に対する支払いということで、つまり全体を指しているということにはなりますけれども、今の日本の補助金の体制からするとなかなかそこは一緒にして考えるというのはまだまだ理解が得られない状況かなというふうに思っております。

それから、刑務所は国の施設でございませうけれども、警察や消防など公共団体のものであれば一応補助の対象になるかならないか調査の対象にしているということでございます。否定的な見解もございませうけれども、なお進めていきたいと考えております。

データベースのお話ですけれども、我々も透明性の確保というのは非常に大事でございまして、先ほど申し上げたように、ホームページでなるべく公共団体の担当者の方に対しても公開できるものは公開してほしいとお願いしております。ただし、先ほどおっしゃられたように、特に入札にかかる競争性の確保であるとか、契約書の内容についても、当事者間の守秘義務の観点から開示できないものもございませう。我々としてもできる限り開示を呼びかけておりますが、開示できないものは仕方ないという面もございませう。

そういう意味で、例えばV F Mの関係、先ほどC 専門委員がおっしゃられた総事業規模を把握して、マクロ的に考えるのは大変重要ではないかといった点は、我々も大切だと思っております。ただし、V F Mのところの検討のときにもありましたけれども、入札の競争性の観点から、例えば比率なりを公表し、絶対値は出さない形で行うというお話もござ

いまして、現実にはV F Mの絶対値が公表されていない案件もございます。先ほどの話の延長でございますが、なるべく公共団体に対して開示を求める努力をしております。しかしながら、内閣府においても難しいところもございます。数値を集めデータベース化するという趣旨には全面的に我々も賛成でございます、その方向性でこれからも努力したいと思っております。

以上でございます。

E 専門委員 2つございます。1つは、今の補助金のところですが、資料3を拝見すると随分B O Tも含めて適用できるようになってきたなという感じは持っておりますが、まだ、明らかにできないということもありますので、この辺、補助金について次回ご報告いただくときにでも、ある程度できないものについては、なぜなのかということを少しご説明いただきたい。また、分割交付、今のユニタリー・ペイメントまではいかなくても分割交付が可能だという方向がしばらく前に省庁間の会議で出たということもありますが、ただ、今のところ1つしかありませんので、現実の支出の流れに合わせてということからいけば、施設代金であっても、分割交付というのは現実的であろうと思えますし、もう少しフォローしていただいた方がいいかなというふうに感じます。

これはコメントですけれども、さっきご説明いただいた資料2 - 1の8ページの税制改正のところ、内閣府の方で要求されている部分と、各省が要求している部分とがオーバーラップするのかなという感じがするのですが、内閣府の要求が選定事業の用に供される公共施設云々ということで法人税まで入っていますが、各省の要求は対象となる税目が少し違いますけれども、内閣府の要求は各省の要求も全部カバーされる意味なのかどうかをご説明いただきたい。

事務局 税のお話ございました。基本的には全部の選定事業を対象とするのが内閣府の要求でございます。したがって、内閣府の要求が施設の面では一番広いということでございます、P F I事業を完全にカバーしているということでございます。

F 委員 補助金について私もいろんなところでB O Tは補助金が出ないからできないという話を大分聞いていますので、改善していただきたいと思いますが、B O Tで一括交付する場合、どこに補助金が交付される形をとっているかわかりますか。ちょっと技術的な話で申し訳ないですが、つまり地方公共団体とP F I業者、S P Cもございますね。細かいことなので、この場でなくてもいいですけど。

事務局 B O Tも基本的には公共団体に対して補助金を交付するという形ですが、現行では民間事業者への直接補助もあります。

西野委員長代理 主な質問は出たのではないのでしょうか。次の報告に移らせていただきたいと思います。

続きまして、当面取り組むべき体制について、事務局からご報告お願いいたします。

事務局 資料5 - 1をご覧になっていただきたいと思います。去る9月4日の第26回合同部会で決定いただいたものでございます。当面の取り組みということでございます。当面取り組む事項については以下のとおりということで、2つ大きく分けてございます。

1つは、事業部会・評価基準部会による実務上の指針（ガイドライン）案のとりまとめということでございます。具体的には「契約にあたっての留意事項（案）」のとりまとめということと、「モニタリングに関するガイドライン（案）」をとりまとめるということがございます。

それから、もう一つでございますけれども、現行の制度上の課題（運用上の取り扱いの明確化を含む）に関する把握・実務的調整にかかる委員による指導ということで、これにつきましては2つございます。

1つは、入札プロセスに関する研究、2つ目は公の施設・公物管理に関する研究ということでございます。

具体的な体制でございますけれども、次のページを見ていただきますと、契約ワーキンググループにつきましては、事業推進部会に設置ということで、前田委員に座長になっていただいているということで、資料に掲げられている委員、専門委員の方でワーキンググループをつくって検討していただくという体制でございます。

それから、モニタリングにつきましては、評価基準部会に設置するというので、山内部会長に座長を務めていただいて、資料に掲げられている委員、専門委員の方に検討していただいているという状況でございます。

それから、先ほどの入札プロセスの研究あるいは公の施設・公物管理でございますが、入札につきましては、西野部会長にご指導願っている。それから、公の施設・公物管理は、F委員にご指導願っているという状況でございます。

スケジュールでございますけれども、次のページでございます。平成14年度末を目途にガイドライン案をとりまとめ、委員会に報告するということになってございます。

それから、先ほどの2つの研究の成果に関しまして、適宜適切な段階で報告を受けるということになっております。

なお、契約ワーキンググループ、モニタリングワーキンググループにつきまして、既にそれぞれ2回ほど開催されております。また、入札プロセスの研究、公の施設等の研究に

つきましても、公共団体に対するアンケート調査の実施、回収などもなされているという状況でございます。以上でございます。

西野委員長代理 ありがとうございます。今のは報告なのですが、何かご報告について、質問、その他ございますでしょうか。

A委員 合同部会は、第26回というふうにかかれていて、皆さん頻繁にお会いになっていらっしゃるということなのだと思うのですが、私、先ほどB委員から言われましたが、このメンバーに入っていないので本当に久しぶりになってしまったのですが、ちょっとお聞きして、モニタリングのワーキングの方での検討になっているのかもしれませんが、少しPFI事業に参画、具体的な事業に参画して感じている点が2つありまして、1つは、当初に比べると徐々にシステムが重くなっているという印象があって、関係者もいらっしゃるから言いにくいのですが、コンサルティングの関係の方が入られたりとか、それから選定委員会とは別途また検討部会が並行して走っていたりとか、何か徐々にシステムが重くなってきて、これはもうちょっと軽くできないのかということと、それから選定委員会、私も所属したりしているのですが、メンバーが適切かどうかというところは、自分自身も含めてちょっと考えたりするようなきもあまして、そういう内容が含まれているモニタリングワーキングかどうかわかりませんが、その2点はぜひ今後PFIを進めていくための検討課題としてはしていただきたいと思います。以上です。

事務局 今のA委員のご意見でございます。モニタリングのワーキンググループで直接取り上げる範疇かどうかというのは、モニタリング本来のまさに事業の推進状況が契約どおり実施されているかどうかのチェックから始まるという意味では、中核の部分ではございませんけれども、例えば選定委員会での審議の仕方であるかとその辺につきましては、ワーキンググループというよりはもうちょっとむしろ上の部会などのご議論でご紹介がされたりもしていますし、そういう意味で、例えば当委員会なり部会でのご議論を通じて適切な選定の在り方はいかにあるべきかかというようなこと、特にメンバーとの関係の辺のご議論がなされる機会もございますので、議事録などを通じて読まれている方に伝わるといようなこともございますので、ワーキンググループというわけにはいかないかもしれませんが、適宜ワーキンググループの上の部会なり、あるいは委員会なりで議論していただけたらと思っております。

E専門委員 ワーキングでもちょっと発言をさせていただいたことになりましたけれども、資料のスケジュールのところ、14年度にこのガイドラインをというスケジュールで、我々も一生懸命、F先生のご指導を得ながらやったわけですが、実は民間事業者の

立場で当委員会にも参加させていただいたわけですが、契約というのは、特にPFIの場合、契約書案でありますとか、条件規定書といったものというのは基本的に発注者側が一応提示されたものに対して最後に詰めていくということになるわけですが、契約のワーキングやり始めて思いますのは、作業の大変さというのがありますけれども、契約に対するガイドラインというのは非常に重いものであります。ぜひ時間をかけてやりたいということと先日も発言をさせていただいております。

事務局から、一応の目途として、年度末としているけれども、必ずしもそれにこだわらないというふうに回答いただいておりますので、本委員会のレベルでもそういうご認知をぜひしておいていただきたいと思ひまして、この点発言をさせていただきます。

西野委員長代理 委員長代理といたしましては非常にありがたいご発言でございまして、テークノートいたします。

E 専門委員 議論の密度を下げるという意味では決してございませんので。

C 専門委員 先ほどご説明ございました制度上の課題で検討されるのは結構ですが、いわゆる地方自治法第244条の公の施設に関しましては総務大臣が管理委託要件の緩和をする話は既に当合同部会でも総務省から直接お話あった案件ではありますが、今、現在の政府のお考え、ぜひとも内閣府の方から、皆さんと意見を共有する意味でもご説明いただきたいと思ひます。

事務局 ただいまご指摘いただいた公の施設、いわゆる管理委託の対象範囲の拡大については、総務省が次期通常国会に地方自治法の一部改正の法案を提出する方向で検討作業を進めているということでございまして、ご承知のように地方自治法上、管理受託者は第三セクターあるいは公的団体に限られておりまして、この管理受託者の範囲を拡大したいということで、検討すると総務大臣も明言しております。しかしながら、現在のところ、その具体的詳細内容については総務省の方で検討しているということでございまして、私どももまだ十分に把握しておりません。今後、詳細をオープンにできるような機会があると思ひますので、十分にフォローしてまいりたいと思ひています。

D 委員 ヒアリングのときに、事務局当局の方で主な課題・論点というようなりストをおつくりになって、今回この4つのテーマをやっていますので、これは言ってみれば、ショットガン方式でどんどんやっていかないと片づかないので、お願いでございますが、リストで、どこが検討中とかということで、都度都度リストをご提示願いたいということでございます。

西野委員長代理 よろしゅうございますでしょうか。ほかになければ、大変恐縮でござ

いますが、後の予定もございまして、特になければ、これで本日の委員会の議事を終わりにしたいと思います。よろしゅうございでしょうか。

どうもありがとうございました。本委員会に引き続きまして、合同部会を開催いたします。合同部会メンバーにおかれましては、ぜひお残りいただいてということをお願いいたします。

以 上